

岩手県告示第495号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

なお、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、岩手県県土整備部河川課及び県南広域振興局土木部遠野土木センターに備えておいて縦覧に供する。

平成26年6月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 水系名 北上川
- 2 河川名 猿ヶ石川及び早瀬川